

# 令和3年度 施策評価シート

まちづくりの目標	1	みんなで支え、育む生涯健康のまち
施策目標	3	【地域福祉】市民相互が支え合う地域共生社会をめざそう
施策の展開	① ② ③	地域住民や地域団体等で構成するネットワークの構築 包括的な相談支援体制の構築 地域福祉を推進する人材の育成及び地域づくり活動の活性化

施策担当課	社会福祉課
関係課	社会福祉課 (旧自立支援課含む)

## 1 施策の現状・推移

5年後のまちの姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の誰もが、隣近所での声かけや顔の見える良好な関係を築き、身近なところで地域の生活課題について気軽に相談できる環境が整っています。</li> <li>市民の誰もが、年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、地域のなかで役割を持ち、お互いに支え合いながら、安心して自立した生活をおくっています。</li> <li>市民が主体となった活動に対する支援や包括的な相談支援体制が整っています。</li> </ul>
----------	---

## 2 成果指標・コストの推移

	単位	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
成果指標	%	住んでいる地域で生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている市民の割合	55.0	34.0	38.0	42.0	46.0	50.0	総合計画・地域福祉計画 重点施策の評価指標
		「よろずおせっかい相談所」の設置数	43.0	45.0	46.0	48.0	50.0	52.0	総合計画(後期) まちづくり指標
	件	「よろずおせっかい相談所」への年間相談件数	40	50	70	100	200	320	総合計画(後期) まちづくり指標
		地域支えあい推進会議の延べ設置地区数	-	14	17	21	25	25	最大25地区
	地区	「福祉まるごと相談」窓口による相談支援件数	100	100	150	100	100	100	
			78	326	240				
コスト	千円	実績	62,526	100,397	106,237	106,237	106,237	106,237	
	千円	実績	416,398	436,856	467,487	487,350	490,347	490,347	
	千円	実績	478,924	537,253	573,724	593,587	596,584	596,584	
	千円	実績	245,927	291,940	325,070	337,352	340,418	340,418	

※評価年度は実績、計画年度は予算

## 3 環境変化

国・県の方針、関連法令の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年6月、ニッポン一億総活躍プランにおける施策の方向性として「地域共生社会」の実現が盛り込まれ、改革の骨格として「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱が掲げられた。</li> <li>平成29年5月、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、「我が事・丸ごとの地域づくり、包括的な支援体制の整備」及び「介護保険と障害福祉両方の制度に共生型サービスを位置づけ」、さらに令和2年6月には、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律において、(1)地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の構築、(2)地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備推進、(3)医療・介護のデータ基盤の整備推進、(4)介護人材確保及び業務効率化の取組み強化、(5)社会福祉連携推進法人制度の創設が定められ、この改正内容の概ねは令和3年4月から施行された。</li> </ul>
市民ニーズの動向	これまで高齢者、障害者、子ども等の対象ごとに公的支援制度が整備され、充実が図られてきたが、昨今、複合化・複雑化した課題を持つ世帯等、「縦割り」で整備された公的制度だけでは対応が困難なケースが生じてきた。さらに、地域や家族等のつながりの弱まりを背景に、「社会的孤立」や公的支援が届かない制度の狭間にある生活困窮者や若者ニートへの支援が課題となっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、深刻化する地域の福祉課題(自殺対策、ひきこもり支援、生活福祉資金(コロナ特例貸付)貸付の返済、福祉サービス事業所に対する感染症対策への支援、ひとり親支援等)への対応が求められる。なお、市民意識アンケート調査では、「地域において生活課題を気軽に相談できる環境が整っている」と思う市民の割合は、前年度から約7ポイント増加し35.9%となったものの、概ね横ばいの状態で推移している。

## 4 評価

目標の達成状況は順調か。達成していない原因は何か。	高齢者をベースとした生活支援体制整備事業を開始して6年が経過するが、市民意識アンケート結果では、地域において生活課題等を相談できる環境が整っているとはまだまだ言えず、昨年度に引き続き目標を大きく下回る結果となった。市民目線における相談先は最寄りの「地域(近隣住民等を含む)」ではなく、今もなお「行政」であるという従来からの認識に大きな変化はなく、現状では地域で支えあい、助けあひながら生活を継続し、生活課題等を地域で解決できる仕組みを構築しようとする行政側の意向との意識差が課題となっている。今後、超高齢社会から生産年齢人口(支え手)の激減社会へと変革し、福祉人材が不足する等、介護保険等の社会保障制度だけでは補いきれなくなる現実が迫り来ることを、まず地域住民一人ひとりが認識し、「我が事(近い将来の自分のこと)」の意識を醸成していくことが必要不可欠である。現状では、体制構築と意識醸成を並行して推進しているが、市内全域で足並みを揃えて底上げすることは困難であり、加えて長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、最も身近な相談先となる民生委員・児童委員の活動が制限されていることや、社会福祉法人が実施する「よろずおせっかい相談所」の認知度が低いこと、市内各地区(自治協議会)での「よろずおせっかい相談所サテライト」の設置の遅れなどもその要因と推察される。
環境変化を踏まえた施策展開となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援事業において、経済的困窮の他に、自立を困難にしている潜在的被相談者へのアプローチが十分にできていないため、地域住民が身近なところで相談できる体制として、社会福祉法人の事業所に開設している「よろずおせっかい相談所」の認知度を上げ、機能させることや、市内各地区(自治協議会)に、生活課題等の収集手段のひとつとして、「よろずおせっかい相談所サテライト」の設置を進めている。また、住民意識を把握するための住民アンケートの実施も進めている。</li> <li>また、「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進するため、支援を必要とする住民が抱える多様な複合的な生活課題を把握するとともに、関係する様々な機関との連携等によって解決が図られる仕組みとして、分野を超えて生活課題の相談を総合的に受け止める「福祉まるごと相談」を令和2年4月に設置した。</li> <li>ひきこもり等の対応については、従来の相談業務に加え、社会復帰への足がかりとなる社会的中間居場所「丹波市子ども・若者サポートセンター」を平成28年10月に設置したことにより、社会復帰に向けて対象者一人ひとりの事情に応じた各種支援が行えるようになった。</li> </ul>
事業の構成や役割分担で見直しの余地がないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉の推進においては、これまでと同様に丹波市社会福祉協議会が中心的な担い手となり、第3期丹波市地域福祉計画(令和3年3月策定)に基づき、地域課題等の解決に向けた様々な方策を取り組むこととしているが、市内全域の足並みを揃える又は底上げを行うのではなく、モデル事業の実施を通じて、成功又は失敗体験等を積み重ね、それぞれの地域に合った支援活動を地域と一体となって模索していく。</li> <li>まちづくりにおける地域課題の解決等、自治協議会の単位での取組が地域福祉活動と重なることから、地域福祉計画で示す「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の役割分担について実効性のある取組となるよう部局を横断した連携と、現場で地域福祉を推進する協働との調整を図っていく。</li> </ul>

## 5 今後の改革方向

施策の今後の方向性、構成する事務事業の見直し案	<ol style="list-style-type: none"> <li>引き続き、丹波市地域福祉計画をもとに支えあいを大切にした地域づくりを進めることを目標に、関係機関の連携を更に強化するとともに、地域福祉に係る支援活動における人材の確保及び育成を目指す。</li> <li>少子・高齢社会の進展により、益々市民の福祉サービスに対する需要の増大が見込まれることから、サービス提供の根幹となる福祉人材の養成及び確保が極めて重要となるため、様々な視点を持って持続可能な福祉人材の確保に係る方策の検討を進める。</li> <li>生活困窮者自立支援事業において、経済的困窮の外に自立を妨げる要因を抱える潜在的被相談者へのアプローチが十分にできず、市民が身近なところで生活課題等について相談できる「よろずおせっかい相談所」を機能させる仕組みの構築に合わせ、福祉総合相談窓口「福祉まるごと相談」との連携を図る。</li> <li>丹波市社会福祉協議会への補助金については、現行の人員費を主とする「運営費補助」から「事業費補助」へと補助体系の転換を図る。</li> <li>令和4年3月末をもって廃止した老人福祉センターを除く福祉センター3箇所については、公共施設総合管理計画(個別計画)に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、長寿化を図るために必要な時期に大規模改修を進める。</li> <li>民生委員・児童委員協議会事務局のあり方については、市役所支所体制の方向性を見据え、必要な時期に市民児童連等と協議を再開させる。</li> <li>子ども・若者の育成支援についての積極的な事業の周知、委託先との協議による相談体制の強化、関係機関との連携を図り、継続的かつ安定した居場所運営を目指す。</li> </ol>
-------------------------	--



# 丹波市総合計画 令和 3 年度事務事業評価 / 令和 4 年度実施計画

事務事業名	生活保護事業		
事業担当課	健康福祉部 社会福祉課	事業期間	平成 16 ~ 無期 年度
	所属長 森本 英行	担当 松浪 克幸	担当 池上 香織、吉見 知晃

位置づけ	総合計画	まちづくり目標	【1】みんなで支え育む生涯健康のまち
		施策目標	3【地域福祉】市民相互が支え合う地域共生社会をめざそう
	創生総合戦略	基本目標	
		施策	
	まちづくりビジョン	取組項目	
	根拠法令・個別計画等	生活保護法、丹波市福祉事務所嘱託医設置要綱、丹波市行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する規則	

計画 (PLAN)	対象(誰を、何を)	生活に困窮する世帯・人		
	目的 ベストな状態 (期待される効果)	生活保護法に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。		
	概要 (具体的手段・ 全体計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活に困窮する国民に対して相談に応じ、保護補正性の原理に基づき他法他施策を活用してもなお、最低生活が営めない場合に生活保護を適用し、健康で文化的な最低限度の生活を維持することができるようにする。</li> <li>相談窓口、申請受付、能力調査、所得資産調査、扶養義務調査、扶助費の決定と支給、訪問活動、指導助言、就労等自立支援等</li> </ul>		
	令和3年度の 事業概略	生活保護費の支給 生活扶助費、医療扶助費、住宅扶助費等を支給する。	令和4年度の 事業概略	生活保護費の支給 生活扶助費、医療扶助費、住宅扶助費等を支給する。

コスト(単位:千円) (評価年度は実績、計画年度は予算)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
歳出	総事業費 A+B	275,424	294,508	304,644	314,538	314,538	314,538	
	直接事業費A	249,670	267,306	279,039	288,933	288,933	288,933	
	総人件費計(E+H) B	25,754	27,202	25,605	25,605	25,605	25,605	
	職員従事者数(人・年) C	3.21	3.33	2.97	2.97	2.97	2.97	
	【平均人件費】D	7,400	7,460	7,620	7,620	7,620	7,620	
	人件費 E=C×D	23,754	24,842	22,631	22,631	22,631	22,631	
	会計年度任用職員従事者数(人・年) F	1.00	1.00	1.26	1.26	1.26	1.26	
	【平均人件費】G	2,000	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360	
人件費 H=F×G	2,000	2,360	2,974	2,974	2,974	2,974		
歳入	特定財源	212,898	217,225	218,293	225,458	225,458	225,458	
	国・県支出金	206,018	216,075	209,637	224,490	224,490	224,490	
	借入金(地方債)	0	0	0	0	0	0	
	受益者負担金	0	0	0	0	0	0	
	その他特財	6,880	1,150	8,656	968	968	968	
一般財源	62,526	77,283	86,351	89,080	89,080	89,080		

実施 (DO)	指標名	単位	目標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
			実績							
成果	被保護世帯	世帯	目標	140.0	140.0	130.0	130.0	130.0	130.0	
			実績	119.0	120.0	113.0				
活動	生活保護相談件数	件	目標	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	
			実績	40.0	56.0	55.0				
成果	就労による生活保護廃止件数	件	目標	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
			実績	5.0	2.0	2.0				
コスト	市民1人当たりにかか るコスト	千円	目標	1.6	1.2	1.4	1.4	1.4	1.4	
			実績	1.0	1.2	1.4				
コスト			目標							
			実績							

指標の推移等の背景・分析  
生活保護の被保護世帯数はおおむね横ばいである。また、就労による保護廃止目標には届かなかったが、適切な就労支援が行えたことにより、就労可能な被保護者については、就労による生活保護の廃止に結びついている。しかし、全国的には、生活保護申請件数は増加傾向にあり、長引くコロナ渦の影響で仕事を失う人が増加すれば、生活保護相談及び申請の増加が見込まれる。

事務事業名	生活援護事業				
事業担当課	健康福祉部 社会福祉課	事業期間	平成 16 ~	無期	年度

事務事業全体の実施（DO）に対する、事務事業の展開の評価・課題について						
評価 (CHECK)	評価視点	評価	理由・コメント	評価視点	評価	理由・コメント
		(必要性) 市民にとって必要な事業か。	A	生活保護制度は、国からの法定受託事務であり、病気やその他の事由により生活に困窮している世帯に対し、最低限度の生活を保障する制度で、本市が実施する必要がある。	(コスト) 改善・改革等により更に低コストで実施できないか。(サービス・成果は維持)	A
(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定どおりか。※成果指標に対する評価		A	生活保護法に基づき最低生活の保障ができ、被保護者の生活安定が図れた。また、就労可能な被保護者については、適切な就労支援により目標数値には届かなかったが、生活保護からの自立に結びつけることができています。	(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	該当なし	

改革 (ACTION)	総合的な評価と課題（成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など）																										
		<ul style="list-style-type: none"> <li>当事業は法定受託事務であり、今後も引き続き事業を実施する必要がある。</li> <li>生活困窮者自立支援事業と生活保護事業の更なる連携を図り、生活困窮者に対する支援を総合的に取り組む必要がある。</li> </ul>																									
	<b>今後の方向性・改善策等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者の自立助長を図ることが大きな課題となっているので、就労支援コーディネーターの協力のもと就労支援をさらに積極的に行い支援していく。</li> <li>返還金等の発生抑制に向け、家庭訪問活動を強化するほか、生活保護制度（収入申告の義務等）の周知徹底に努める。</li> </ul>	<b>成果・コストの方向性</b> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>皆減</td> <td>縮小</td> <td>現状維持</td> <td>拡大</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">成果の方向性</td> <td>拡充</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現状維持</td> <td></td> <td>✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縮小</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>休廃止</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					皆減	縮小	現状維持	拡大	成果の方向性	拡充				現状維持		✓		縮小				休廃止			
	皆減	縮小	現状維持	拡大																							
成果の方向性	拡充																										
	現状維持		✓																								
	縮小																										
	休廃止																										
	コスト投入の方向性																										

## ●構成する予算小事業一覧

(単位：千円)

No.	予算小事業	コスト（評価年度は実績、計画年度は予算）					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	生活保護総務事業	4,185	10,762	3,093	3,093	3,093	
2	生活保護扶助事業	263,121	268,277	285,840	285,840	285,840	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
	合計	267,306	279,039	288,933	288,933	288,933	

# 丹波市総合計画 令和 3 年度事務事業評価 / 令和 4 年度実施計画

事務事業名	福祉総合相談事業		
事業担当課	健康福祉部 社会福祉課	事業期間	平成 27 ~ 無期 年度
	所属長 森本 英行	担当 吉見 武士	担当 荻野 あゆみ、橋本 秀明

位置づけ	総合計画	まちづくり目標	【1】みんなで支え育む生涯健康のまち
		施策目標	3【地域福祉】市民相互が支え合う地域共生社会をめざそう
	創生総合戦略	基本目標	
		施策	
	まちづくりビジョン	取組項目	
	根拠法令・個別計画等	生活困窮者自立支援法、第3期丹波市地域福祉計画	

計画 (PLAN)	事務事業	対象(誰を、何を)	生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある世帯・人)	
		目的 ベストな状態 (期待される効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>複合的な課題を抱える生活困窮者が、いわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、本人の必要に応じた包括的な支援を行い、自立の促進を図る。</li> <li>庁内外のネットワークにより支援が必要な人に寄り添い伴走できる相談体制が整う。</li> </ul>	
		概要 (具体的手段・全体計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立相談業務(困窮者相談に対し支援計画を作成し、包括的に支援を実施する) / 実施方法: 直接実施</li> <li>住居確保給付金(離職等により住居を失うおそれのある者に対して有期で家賃を支給する) / 実施方法: 直接実施</li> <li>一時生活支援事業(住居を失った生活困窮者に一定期間住居と食事の提供を行い、自立に向けた支援を行う) / 実施方法: 業務委託委託先: 特定非営利活動法人 神戸の冬を支える会</li> <li>家計改善支援事業(家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援を行う) / 実施方法: 業務委託委託先: 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会</li> <li>丹波市第3期地域福祉計画、丹波市子どもの貧困対策推進計画の進捗管理、丹波市成年後見制度利用促進計画の進行管理(令和3年4月~)</li> </ul>	
		令和3年度の 事業概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉総合相談により、複合的な課題を抱えた相談者の相談に応じ、自立に向けた支援を行う。</li> <li>庁内各課及び市内関係機関との連携を図り、包括的な支援体制を整備する。</li> <li>第3期丹波市地域福祉計画、丹波市子どもの貧困対策推進計画、丹波市成年後見制度利用促進計画の推進</li> </ul>	令和4年度の 事業概略

コスト(単位:千円)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
(評価年度は実績、計画年度は予算)								
歳出	総事業費 A+B	10,135	37,837	47,503	43,812	43,812	43,812	
	直接事業費 A	2,017	6,214	9,310	5,619	5,619	5,619	
	総人件費計(E+H) B	8,118	31,623	38,193	38,193	38,193	38,193	
	職員従事者数(人・年) C	0.57	3.29	4.08	4.08	4.08	4.08	
	【平均人件費】 D	7,400	7,460	7,620	7,620	7,620	7,620	
	人件費 E=C×D	4,218	24,543	31,090	31,090	31,090	31,090	
	会計年度任用職員従事者数(人・年) F	1.95	3.00	3.01	3.01	3.01	3.01	
	【平均人件費】 G	2,000	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360	
人件費 H=F×G	3,900	7,080	7,104	7,104	7,104	7,104		
歳入	特定財源	5,567	6,951	6,792	6,498	6,498	6,498	
	国・県支出金	5,567	6,951	6,792	6,498	6,498	6,498	
	借入金(地方債)	0	0	0	0	0	0	
	受益者負担金	0	0	0	0	0	0	
	その他特財	0	0	0	0	0	0	
一般財源	4,568	30,886	40,711	37,314	37,314	37,314		

実施 (DO)	指標名	単位	目標		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
			実績	実績							
活動	福祉総合相談に係る 庁内連携会議開催回数	回	目標	-	2	2	2	2	2	2	
			実績	-	3	2					
活動	複合課題に対する他部署他 機関との支援会議数	回	目標	-	20	20	20	20	20	20	
			実績	-	29	36					
成果	各機関から福祉まるごと 相談窓口につなげた相談	件	目標	-	30	40	40	40	40	40	
			実績	16	74	58					
成果	福祉まるごと相談窓口 による相談支援件数	件	目標	100	100	150	100	100	100	100	
			実績	78	326	240					
コスト			目標								
			実績								
指標の推移等の背景・分析			<p>・第3期丹波市地域福祉計画に基づく施策の推進に向けて、地域まるごとの連携強化や包括的な支援体制の確立を進めるためには、庁内関係課との共通認識と理解は絶対条件であり、加えて庁外関係機関との連携を必須とする。本市では、まず庁内関係部署との連携会議を設置し、情報の共有及び過去事例を通じた検討等を行い、連携強化を図ったこと、また庁外関係機関との連携会議は未設置だが、福祉まるごと相談窓口の周知・啓発により、庁外関係機関からのつながり等を含め、相談件数は増加傾向にある。</p>								

事務事業名	福祉総合相談事業				
事業担当課	健康福祉部 社会福祉課	事業期間	平成 27 ~ 無期	年度	

事務事業全体の実施（DO）に対する、事務事業の展開の評価・課題について						
評価 (CHECK)	評価視点	評価	理由・コメント	評価視点	評価	理由・コメント
		(必要性) 市民にとって必要な事業か。	A	生活困窮者自立支援法に基づく制度である。地域共生社会を目指すためには、市民が助けてほしい時に助けてと言える仕組みづくりが必要である。	(コスト) 改善・改革等により更に低コストで実施できないか。(サービス・成果は維持)	A
(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定どおりか。※成果指標に対する評価		A	新型コロナウイルス感染症の影響により相談者が増えているが、関係機関と連携を図り支援することができた。	(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	該当なし	

改革 (ACTION)	総合的な評価と課題（成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など）					
		<p>・令和2年度から福祉総合相談窓口を設置し、相談支援員、就労支援員のほか、社会福祉士、保健師による専門的な見解のもと支援を行うことができた。社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所などの関係機関からも相談がつながるようになってきている。</p> <p>・庁舎内関係課との連携会議や研修会を開催し、生活困窮者支援における連携の必要性など共通認識を持つことができ、それぞれの窓口から福祉総合相談へつながるようになった。</p>				
	今後の方向性・改善策等	成果・コストの方向性				
	<p>・庁内関係課による連携会議を開催し、生活困窮者等の支援に係る共通認識を図る。</p> <p>・庁外関係機関、市民団体などのネットワークを広げ、包括的な支援体制を進めるための基盤を整備する。</p> <p>・生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業、家計改善支援事業に取り組み、積極的に支援をしていく。</p>	成果の方向性	皆減	縮小	現状維持	拡大
拡充					✓	
現状維持						
縮小						
休廃止						
	コスト投入の方向性					

●構成する予算小事業一覧

(単位：千円)

No.	予算小事業	コスト（評価年度は実績、計画年度は予算）					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	生活困窮者自立支援事業	3,337	6,775	2,182	2,182	2,182	
2	自立支援総務費	2,877	2,535	3,437	3,437	3,437	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
合計		6,214	9,310	5,619	5,619	5,619	

# 丹波市総合計画 令和3年度事務事業評価 / 令和4年度実施計画

事務事業名	社会福祉事業		
事業担当課	健康福祉部 社会福祉課	事業期間	平成 16 ~ 無期 年度
	所属長 森本 英行	担当 足立 勝弘、徳田 克彦	担当 木下 昇、中村 幸、小西 みずほ

位置づけ	総合計画	まちづくり目標	【1】みんなで支え育む生涯健康のまち
		施策目標	3【地域福祉】市民相互が支え合う地域共生社会をめざそう
	創生総合戦略	基本目標	
		施策	
	まちづくりビジョン	取組項目	
	根拠法令・個別計画等	社会福祉法、民生委員法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法、丹波市福祉事務所設置条例、丹波市社会福祉法人の助成に関する条例、丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例、丹波市戦没者遺徳顕彰録の永久保存に関する条例、丹波市災害弔慰金の支給等に関する条例、丹波市民生委員推薦会規則、丹波市災害弔慰金の支給等に関する条例、丹波市災害見舞金支給規則、丹波市社会福祉協議会補助金交付要綱、丹波市民生委員児童委員連合会補助金交付要綱、丹波市民生委員推薦準備会設置要綱ほか	

計画 (PLAN)	対象(誰を、何を)	不特定の市民、社会福祉団体、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、戦没者の遺族、市内で発生した災害により住家に被害を受けた市民及び死亡した市民の遺族		
	目的 ベストな状態 (期待される効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所の円滑な運営、社会福祉法人等の適正な指導監査の実施、福祉人材の安定的な確保</li> <li>・福祉団体の公共性、支援の状況及び活動のあり方等、補助金交付目的に照らしながら、社会福祉に貢献する事業展開の拡大、活性化につながる。</li> <li>・民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)が各区域に欠員なく確保されるとともに、スキルや資質が高まり、地域福祉活動が活発化し、質の高い活動ができる。</li> <li>・戦没者を追悼し、遺族に対し弔意の意を表し、市民とともに恒久平和を願い、平和の大切さを啓発する。</li> <li>・災害により住家に被害を受けた市民や、災害により死亡した市民の遺族の生活再建の一助となる。</li> </ul>		
	概要 (具体的手段・全体計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所運営、地域福祉計画の策定及び進捗管理、社会福祉法人等を含む介護、障がい及び子育て事業所の指導監査事務</li> <li>・福祉人材の確保対策等の実施、福祉3団体の運営経費の一部補助及び事業効果の確認と指導、福祉団体等のバス借上料補助による活動支援</li> <li>・丹波市民生委員児童委員連合会(以下「市民児連」という。)及び法定6民児協事務(活動補助含む)、民生委員の欠員補充及び一斉改選に伴う推薦会の開催等、市主催の戦没者追悼式の開催(年1回:4月開催)、第11回特別弔慰金の請求手続き(令和2年4月1日~令和5年3月31日/3年間)等、市内で発生した災害により、住家に被害を受けた市民に対し、災害見舞金を支給</li> </ul>		
	令和3年度の 事業概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期丹波市地域福祉計画の周知、進捗管理及び評価体制の検討、社会福祉法人及び福祉事業所(介護・障がい・子育て)の実地指導、福祉人材確保対策</li> <li>・各種補助制度の見直し検討(継続)</li> <li>・民生委員によるコロナ禍における地域の高齢者見守り推進事業の実施</li> <li>・戦没者追悼式の感染症対策を配慮した開催、第11回特別弔慰金の請求事務及び国債交付事務</li> </ul>	令和4年度の 事業概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期丹波市地域福祉計画の周知及び推進協による進捗管理、社会福祉法人及び福祉事業所(介護・障がい・子育て)の実地指導、福祉人材確保対策(福祉人材確保対策会議の設置及び取組方策の検討)</li> <li>・各種補助制度の見直し検討(継続)</li> <li>・民生委員児童委員一斉改選</li> <li>・戦没者追悼式の感染症対策を配慮した開催、第11回特別弔慰金の請求事務及び国債交付事務</li> </ul>

コスト(単位:千円)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
(評価年度は実績、計画年度は予算)								
歳出	総事業費 A+B	153,502	163,783	178,052	193,834	192,104	192,104	
	直接事業費 A	126,846	124,523	141,099	156,881	155,151	155,151	
	総人件費計(E+H) B	26,656	39,260	36,953	36,953	36,953	36,953	
	職員従事者数(人・年) C	3.04	4.63	4.23	4.23	4.23	4.23	
	【平均人件費】 D	7,400	7,460	7,620	7,620	7,620	7,620	
	人件費 E=C×D	22,496	34,540	32,233	32,233	32,233	32,233	
	会計年度任用職員従事者数(人・年) F	2.08	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	
	【平均人件費】 G	2,000	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360	
人件費 H=F×G	4,160	4,720	4,720	4,720	4,720	4,720		
歳入	特定財源	13,087	15,233	17,623	20,815	20,746	20,746	
	国・県支出金	12,366	12,190	15,213	15,251	15,182	15,182	
	借入金(地方債)	0	0	0	0	0	0	
	受益者負担金	0	0	0	0	0	0	
	その他特財	721	3,043	2,410	5,564	5,564	5,564	
一般財源	140,415	148,550	160,429	173,019	171,358	171,358		

実施 (DO)	指標名	単位	目標実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
				目標	実績					
成果	福祉事業所実地指導(監査)実施件数	件	目標	-	15.0	34.0	27.0	23.0	23.0	令和2.4~福祉に関する監査を社会福祉課で実施
			実績	-	9.0	4.0				
活動	民生委員相談件数(主任児童委員を含む)	件	目標	-	-	6,000.0	6,000.0	6,000.0	6,000.0	目標:民生委員196人×30件
			実績	6,031.0	4,374.0	4,324.0				
成果	地域支えあい推進会議の延べ設置地区数	地区	目標	-	-	17.0	21.0	25.0	25.0	設置地区/25地区
			実績	14.0	15.0	17.0				
成果	補助制度による福祉人材確保実人数	人	目標	-	-	14.0	15.0	15.0	15.0	福祉人材確保3補助事業(新規申請)
			実績	14.0	8.0	3.0				
コスト		円	目標							
			実績							

指標の推移等の背景・分析

(1) 社会福祉法人監査は、所轄庁が県から市に移管(平成27年4月)されて以降、計画に基づき毎年、5法人程度を基準に監査を実施しているが、令和2年4月の機構改革により、社会福祉課に監査指導係を新設したことから、福祉(介護・障がい・認定こども園等)に関する指導監査についても計画的に実施することとなった。(2) 民生委員への相談件数は、年6,000件前後(コロナ禍以前)で推移しているが、一斉改選年については減少する傾向にある。(3) 地域のあらゆる生活課題を把握し、解決に向けた仕組みづくりを協議する「地域支えあい推進会議」の設置は、我が事意識及び支えあい意識の醸成が大前提となるが、地域住民の理解は得られにくい状況にある。(4) 福祉人材の確保対策は、今後、最も重要な施策となるが、全国的に同じ課題を抱え苦しんでおり、本市に合った確保対策を模索する必要がある。

事務事業名	社会福祉事業			
事業担当課	健康福祉部 社会福祉課	事業期間	平成 16 ~ 無期	年度

評価 (CHECK)	事務事業全体の実施 (DO) に対する、事務事業の展開の評価・課題について					
	評価視点	評価	理由・コメント	評価視点	評価	理由・コメント
	(必要性) 市民にとって必要な事業か。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人等監査は法定受託事務である。</li> <li>福祉人材確保は、安定的な福祉サービスの提供のために必要な事業である。</li> <li>福祉団体に補助金を交付することにより、社会福祉に貢献する事業の拡大、活性化につなげる。</li> <li>民生委員法に基づく事業である。</li> <li>戦没者援護は必要不可欠な事業であり、市民の平和・人権意識の向上のために必要な事業である。</li> </ul>	(コスト) 改善・改革等により更に低コストで実施できないか。(サービス・成果は維持)	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人への監査事務については、コロナの影響もあり、策定した監査実施計画どおりに実施できなかった。</li> <li>福祉人材確保に関する様々な補助制度を実施するも、自立した成果にはつながっていないのが現状である。</li> <li>社協補助金については、行革視点に基づき運営費(人件費含む)補助から事業費補助方式へと転換を進めるが、自主財源で法人運営費の全てを賄うことが困難なため、社会福祉法に基づき必要な助成は今後も継続する必要がある。</li> </ul>
(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定どおりか。※成果指標に対する評価	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員は、地域住民からの相談対応と関係機関へのつなぎ(年6,000件以上、約100日間/年・人 : コロナ禍以前)を行っている。</li> <li>社会福祉協議会は、地域福祉推進計画に基づき様々な事業を実施しており、市民生活に必要不可欠な団体となっている。特に生活支援体制整備事業を通じた互助体制の仕組構築に向けた取組を進めている。</li> <li>その他の補助団体についても、継続した支援を行うことで活動趣旨にそった事業が展開されている。</li> </ul>	(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	該当なし		

改革 (ACTION)	総合的な評価と課題 (成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など)																													
	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉人材確保に関しては、全国的に各自治体が同じ課題や悩みを抱えている状況にあり、それぞれが補助制度等を創設しても県内外で人材を取り合う状況にあり、2025年及び2040年問題を見据えた場合、今後、市の福祉分野における最重要課題となる。</li> <li>地域福祉の推進は、第3期地域福祉計画に基づき、地域を基盤とした支えあい、助けあい活動を推進するために必要な相談支援体制及び地域支えあい推進員(社協)を中心とした推進体制を構築する必要があるが、地域住民にとっては近い将来の我が事として未だ理解が得られにくい状況にある、又は地域によって意識に温度差がある。また、コロナ禍で計画の周知等活動が出来にくい状況がある。</li> <li>地域共生社会の実現には、高齢者だけでなく全世代を対象とした最も身近な相談先となる民生委員児童委員の存在は大きく、またつなぎの役割も大変重要であるが、なり手不足が懸念される。</li> <li>福祉団体への運営補助を行っているが、どの団体も会員の減少及び高齢化が顕著であり、団体の存在自体が危うい状況にある。また、安定的な自主財源を持たない社協については、地域福祉を推進するために設置された団体であることを踏まえ、法人事務局人件費に対して継続的に補助を行ってきたが、限られた財源の中、際限なく補助を継続することが厳しい状況にある。</li> </ul>																													
	今後の方向性・改善策等		成果・コストの方向性																											
<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉人材確保に係る補助金について、従前の実績を踏まえつつ、補助対象要件を拡大し継続実施する。</li> <li>福祉人材確保が今後、市における最重要課題となることを踏まえ、福祉人材確保対策に係る市としての取組方針を決定するため、庁内では「福祉人材確保対策各課連絡会議」、庁外においては「丹波市福祉人材確保対策会議」を設置し、全庁的な課題として福祉人材確保に取り組んでいく。</li> <li>社協補助金は、事業費補助方式へと補助体系を転換するとともに、地域福祉の推進体制を充実させる意味からも、安定的な持続可能な補助金を検討する。</li> <li>民生委員のなり手不足解消を図るため、担当区域の区割り再協議に合わせて、複数期(3期9年等)の選任を自治会長会に要請していく。(令和4年12月一斉改選に向けて)</li> <li>戦没者追悼式は、コロナ禍での新しい式典のあり方や戦没者遺族の高齢化が進む中、縮小を含めた実施方法について市遺族会役員と協議する。</li> <li>激変緩和措置として実施してきた福祉団体等へのバス借上補助は、令和4年3月末に廃止する。</li> <li>地域福祉の推進は、庁内関係部署の連携会議が令和3年度から発足し連携が出来つつあり、令和4年度以降は庁外連携及び社協と十分調整したうえで、地域に働きかけを行うこととする。また、地域福祉計画の周知及び地域における支えあい支援活動に関する動画を作成し、自治会を中心に地域福祉の推進を呼びかけていく。</li> </ul>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">成果の方向性</td> <td></td> <td>皆減</td> <td>縮小</td> <td>現状維持</td> <td>拡大</td> </tr> <tr> <td>拡充</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現状維持</td> <td></td> <td></td> <td>✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縮小</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>休廃止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>コスト投入の方向性</p>			成果の方向性		皆減	縮小	現状維持	拡大	拡充					現状維持			✓		縮小					休廃止				
成果の方向性		皆減	縮小	現状維持		拡大																								
	拡充																													
	現状維持			✓																										
	縮小																													
	休廃止																													

●構成する予算小事業一覧

(単位：千円)

No.	予算小事業	コスト (評価年度は実績、計画年度は予算)					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	社会福祉総務費	8,529	3,915	7,934	7,934	7,934	
2	社会福祉団体等補助金事業	97,817	119,429	128,543	128,543	128,543	
3	民生委員児童委員活動事業	16,921	16,704	18,856	17,126	17,126	
4	戦没者遺族対策事業	428	586	1,029	1,029	1,029	
5	福祉基金管理事業	628	315	339	339	339	
6	災害見舞金等支給事業	200	150	180	180	180	
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
合計		124,523	141,099	156,881	155,151	155,151	

# 丹波市総合計画 令和 3 年度事務事業評価 / 令和 4 年度実施計画

事務事業名	指定管理者導入施設管理事業（社会福祉課）					
事業担当課	健康福祉部 社会福祉課			事業期間		平成 16 ~ 無期 年度
	所属長	森本 英行	担当	徳田 克彦	担当	中村 幸

位置づけ	総合計画	まちづくり目標	【1】みんなで支え育む生涯健康のまち
		施策目標	3【地域福祉】市民相互が支え合う地域共生社会をめざそう
	創生総合戦略	基本目標	
		施策	
	まちづくりビジョン	取組項目	(6)地域自治の進展
	根拠法令・個別計画等 社会福祉法、老人福祉法、丹波市福祉センター条例、丹波市老人福祉センター条例		

計画 (PLAN)	対象（誰を、何を）	施設管理		
	目的 ベストな状態 (期待される効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉センターを適正に管理運営することで利用者数の増を図りつつ、地域福祉活動の活性化を図る。</li> <li>地域福祉推進の中核としての役割を担う丹波市社会福祉協議会の支所を各センターに配置（指定管理）し、地域福祉活動の情報発信拠点とする。</li> </ul>		
	概要 (具体的手段・全体計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内福祉センター3施設、老人福祉センター1施設の管理運営を指定管理者の丹波市社会福祉協議会へ委託。 (※令和4年4月から老人福祉センターは廃止し、普通財産として氷上デイサービスセンターと一体的に社協に貸し出しする。)</li> <li>丹波市地域包括支援センター（東部・南部）を当センターに設置。</li> </ul>		
	令和3年度の事業概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者選定評価委員会（令和4年4月、9月／福祉センター3施設の指定管理者選定）</li> <li>債務負担行為の設定（6月補正）、老人福祉センター条例の廃止（12月議会上程）</li> <li>老人福祉センター廃止及び社協本所移転に係る各種事務手続（1月～3月）</li> </ul>	令和4年度の事業概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉センター3施設（柏原・春日・山南）が新たな指定管理契約（5年間）の初年度となる。モニタリング等で指定管理者の施設の管理状況を確認し、運営について評価を実施していく。</li> <li>旧氷上健康福祉センターについては、隣接する氷上デイサービスセンターと一体的に管理することとし、デイサービス事業を運営する社協と普通財産賃貸借契約を締結する。</li> </ul>

コスト（単位：千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
(評価年度は実績、計画年度は予算)								
歳出	総事業費 A + B	26,404	28,026	28,641	26,072	30,799	30,799	
	直接事業費 A	25,294	26,385	25,441	22,872	27,599	27,599	
	総人件費計（E + H） B	1,110	1,641	3,200	3,200	3,200	3,200	
	職員従事者数（人・年） C	0.15	0.22	0.42	0.42	0.42	0.42	
	【平均人件費】 D	7,400	7,460	7,620	7,620	7,620	7,620	
	人件費 E = C × D	1,110	1,641	3,200	3,200	3,200	3,200	
	会計年度任用職員従事者数（人・年） F	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	【平均人件費】 G	2,000	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360	
人件費 H = F × G	0	0	0	0	0	0		
歳入	特定財源	1,436	1,404	1,443	3,452	3,452	3,452	
	国・県支出金	0	0	0	0	0	0	
	借入金（地方債）	0	0	0	0	0	0	
	受益者負担金	0	0	0	0	0	0	
	その他特財	1,436	1,404	1,443	3,452	3,452	3,452	
一般財源	24,968	26,622	27,198	22,620	27,347	27,347		

実施 (DO)	指標名	単位	目標実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
			目標	実績							
活動	指定管理者の導入	件	目標		4.0	4.0	4.0	3.0	3.0	3.0	
			実績		4.0	4.0	4.0				
成果	指定管理施設利用件数	件	目標		1,473.0	1,480.0	1,000.0	650.0	650.0	650.0	
			実績		1,473.0	1,007.0	1,154.0				
コスト	指定管理に係る委託料合計	千円	目標		24,063.0	25,071.0	25,071.0	19,559.0	19,559.0	19,559.0	
			実績		24,063.0	24,075.0	25,377.0				

指標の推移等の背景・分析

・地域福祉の拠点施設として、福祉センター（3箇所）及び老人福祉センター（1箇所）に指定管理者として社会福祉協議会（各支所）が特例指定を受けて管理していることで、市内の福祉団体又は社会福祉協議会が事務局を行う高齢者団体等の施設使用が多数を占めている状況にある。

・令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、貸館を休止する又は高齢者等を中心に組織される団体の利用自粛等により、利用件数は大幅に減となった。

事務事業名	指定管理者導入施設管理事業（社会福祉課）		
事業担当課	健康福祉部 社会福祉課	事業期間	平成 16 ～ 無期 年度

評価 (CHECK)	事務事業全体の実施（DO）に対する、事務事業の展開の評価・課題について					
	評価視点	評価	理由・コメント	評価視点	評価	理由・コメント
	(必要性) 市民にとって必要な事業か。	B	福祉センターは、住民センターの設置目的と大きな差異はなく、実態的にも各種市民団体等に対する貸館業務が中心となっている。また、社協が実施する地域福祉事業、各ボランティア団体の活動拠点となっており、福祉センターの存在意義は大きい。	(コスト) 改善・改革等により更に低コストで実施できないか。(サービス・成果は維持)	C	福祉センターの設置数の見直しを行うことにより、コスト削減が期待できるが、どの施設も老朽化しており、今後は、公共施設全体のあり方、将来的な展望を見据えて、残すべき施設とそうでない施設を区分した上で、残すべき施設は計画的に大規模改修を計画する時期となる。
(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定どおりか。※成果指標に対する評価	B	貸館業務が中心となり、利用件数もコロナ禍以前は毎年一定数（1,000件）以上あり、市民の福祉活動に寄与している。また、各福祉センターは指定管理者である社会福祉協議会の事業拠点であることが市民意識にも定着しており、現状においては地域福祉の推進に不可欠なものとなっている。	(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	B	受益者負担については、住民センターとの整合性を図るため、免除団体の見直しを指定管理者（社会福祉協議会）と協議し、適正な使用料を設定し、平成28年度から適用した。しかし、福祉センターという性質から使用者の概ね約7割は使用料免除団体である。	

改革 (ACTION)	総合的な評価と課題（成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など）					
	<p>・老人福祉センター（氷上健康福祉センター）は令和4年4月1日付にて廃止し、普通財産とする。また、旧氷上健康福祉センター内には、隣接する氷上デイサービスセンターの特殊浴場が設置されていることから、氷上デイサービスセンターと一体的に管理するため、当該施設でデイサービスを運営する社会福祉協議会と普通財産の賃貸借契約を締結する。なお、当該施設の処分（解体撤去）時期については、デイサービス事業の廃止時期にも大きく関係するため、社会福祉協議会と十分な協議を要する。</p> <p>・老人福祉センターを廃止したところであるが、指定管理者となっている社会福祉協議会が実施する地域福祉事業とも調整しながら、残る福祉センター3施設についても、引き続き市内公共施設全体のあり方を見据えたうえで、必要性の検証を行っていく必要がある。</p>					
	今後の方向性・改善策等	成果・コストの方向性				
<p>・福祉センター3施設は、令和4年4月1日から5年間、社会福祉協議会を指定管理者として指定して管理を委託する。当センターは市社協の事務所機能及び地域福祉活動の拠点となるが、建物の老朽化による維持管理に要する経費の増加が懸念される。今後は、丹波市公共施設総合管理計画に基づき、残りの福祉センター3施設のあり方及び必要性等を引き続き検討し、統廃合を含めた方向性を見出していくこととする。なお、その際には地域福祉の情報発信拠点でもある市社協の支所事務所でもあるため、一定の配慮は必要となる。</p>	<p>成果の方向性</p>	皆減	縮小	現状維持	拡大	
		拡充				
		現状維持		✓		
		縮小				
		休廃止				
コスト投入の方向性						

●構成する予算小事業一覧

(単位：千円)

No.	予算小事業	コスト（評価年度は実績、計画年度は予算）					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	福祉センター運営事業	21,068	19,535	22,872	27,599	27,599	
2	老人福祉センター運営事業	5,317	5,906				
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
合計		26,385	25,441	22,872	27,599	27,599	

# 丹波市総合計画 令和 3 年度事務事業評価 / 令和 4 年度実施計画

事務事業名	子ども・若者福祉事業		
事業担当課	健康福祉部 社会福祉課	事業期間	平成 16 ~ 無期 年度
	所属長 森本 英行	担当 吉見 武士	担当 荻野 あゆみ

位置づけ	総合計画	まちづくり目標	【1】みんなで支え育む生涯健康のまち
		施策目標	3【地域福祉】市民相互が支え合う地域共生社会をめざそう
	創生総合戦略	基本目標	
		施策	
	まちづくりビジョン	取組項目	
	根拠法令・個別計画等	市子ども・若者育成支援事業実施要綱	

計画 (PLAN)	対象(誰を、何を)	ニート・ひきこもり状態の子ども及びその家族		
	目的 ベストな状態 (期待される効果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の青少年を取り巻く問題環境の把握と非行防止のための健全育成活動ができています。</li> <li>ひきこもり状態の子ども・若者が社会参加している。</li> </ul>		
	概要 (具体的手段・全体計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもり状態の子ども・若者の社会復帰のための相談窓口の拡充や社会的中間居場所の設置と運営</li> </ul> 実施方法：業務委託 委託先：特定非営利活動法人ニートラル		
	令和3年度の 事業概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>居場所の運営</li> <li>出張相談</li> <li>他機関との連携</li> </ul>	令和4年度の 事業概略	<ul style="list-style-type: none"> <li>居場所の運営</li> <li>出張相談</li> <li>他機関との連携</li> <li>居場所の周知広報</li> </ul>

コスト(単位:千円)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考			
(評価年度は実績、計画年度は予算)											
歳出	総事業費 A+B	13,459	13,099	14,884	15,331	15,331	15,331				
	直接事業費 A	12,571	12,428	12,598	13,045	13,045	13,045				
	総人件費計 (E+H) B	888	671	2,286	2,286	2,286	2,286				
	職員従事者数(人・年) C	0.12	0.09	0.30	0.30	0.30	0.30				
	【平均人件費】 D	7,400	7,460	7,620	7,620	7,620	7,620				
	人件費 E=C×D	888	671	2,286	2,286	2,286	2,286				
	会計年度任用職員従事者数(人・年) F	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
	【平均人件費】 G	2,000	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360				
人件費 H=F×G	0	0	0	0	0	0					
歳入	特定財源	9	4,500	4,503	12	12	12				
	国・県支出金	0	4,500	4,500	0	0	0				
	借入金(地方債)	0	0	0	0	0	0				
	受益者負担金	0	0	0	12	12	12				
	その他特財	9	0	3	0	0	0				
一般財源	13,450	8,599	10,381	15,319	15,319	15,319					
実施 (DO)	指標名		単位	目標 実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
	成果	相談件数	件	目標	750	750	1,000	1,000	1,000	1,000	
				実績	927	1,256	2,921				
	成果	居場所活用件数	件	目標	400	400	400	400	400	400	
				実績	491	201	439				
				目標							
				実績							
				目標							
				実績							
	コスト			目標							
				実績							
	コスト			目標							
			実績								
指標の推移等の背景・分析		<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍で居場所に出向く件数が減少傾向にある反面、メール等の活用により、相談件数は増加している。</li> <li>引き続き、ひきこもり状態の人やその家族のそれぞれの内容、状況に応じた支援を行い、関係機関との連携もさらに深めていく必要がある。</li> </ul>									

事務事業名	子ども・若者福祉事業				
事業担当課	健康福祉部 社会福祉課	事業期間	平成 16 ~ 無期	年度	

事務事業全体の実施（DO）に対する、事務事業の展開の評価・課題について						
評価視点	評価	理由・コメント	評価視点	評価	理由・コメント	
評価 (CHECK)	(必要性) 市民にとって必要な事業か。	A	・本市に存在するひきこもり等の子ども・若者を社会参加へ導くことは、活躍人口の増加に繋がるという点において市民に必要な事業と言える。 ・利用者の相談業務等を行い、社会復帰へ導くためには、数カ月又は1年以上かかるため、継続した事業を実施することが不可欠である。	(コスト) 改善・改革等により更に低コストで実施できないか。(サービス・成果は維持)	A	・近隣自治体に類をみない本市独自の事業である。 ・国庫補助事業に採択され財源(1/2補助)の確保が図れている。
	(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定どおりか。※成果指標に対する評価	A	・相談業務と居場所の利用により、社会復帰に向けて、対象者一人ひとりに対し、適切な支援が行えている。 ・「居場所」開設以来、現在111人の登録者があり、利用者は増加しており事業は順調に進んでいる。	(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	該当なし	

改革的な評価と課題（成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など）	
改革 (ACTION)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・若者育成支援事業については、着実に登録件数も増加しており、社会復帰の人数からしても成果があがっている。</li> <li>子ども・若者サポートセンターの利用者は、身体的、精神的弱者が多く、家庭環境においてもひとり親世帯や生活困窮者の場合があるため、青少年の健全な育成という視点のみでは対応しきれない状況がある。</li> </ul>
	<p>今後の方向性・改善策等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・若者サポートセンターの利用者は、身体的、精神的弱者が多く、家庭環境においてもひとり親世帯や生活困窮者の場合があるため、青少年の健全育成だけでなく、幅広い視点を持って福祉部門全課の共通課題として認識し、必要な支援を行うこととする。</li> <li>対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進に向けて、幅広い年齢層のひきこもり等への支援を拡充していく。</li> <li>相談窓口の広報、支援者ネットワークの構築等を行い、ひきこもり支援の環境整備を加速化させる。</li> </ul>

  

		成果・コストの方向性			
		皆減	縮小	現状維持	拡大
成果の方向性	拡充			✓	
	現状維持				
	縮小				
	休廃止				

コスト投入の方向性

●構成する予算小事業一覧

(単位：千円)

No.	予算小事業	コスト（評価年度は実績、計画年度は予算）					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	子ども・若者育成支援事業	12,428	12,598	13,045	13,045	13,045	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
合計		12,428	12,598	13,045	13,045	13,045	